

## 健康

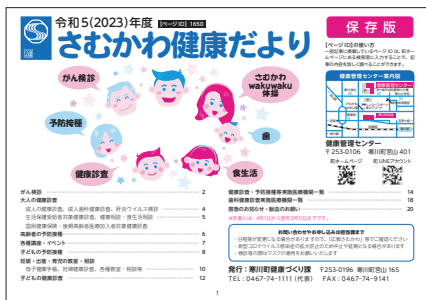
### 健康診査・検診・健康相談

【ページID】1650 問 健康づくり課 健康づくり担当

#### 健康診査

- 特定健康診査
- 成人の健康診査
- 高齢者健康診査
- 成人歯科健康診査
- 生活保護受給者健康診査

さむかわ健康だよりをご覧ください。



#### 検診

##### 肝炎ウイルス検診

さむかわ健康だよりをご覧ください。

##### がん検診

**対象** 年齢基準日は受診する年度の末日です。詳しくはさむかわ健康だよりをご覧ください。

|          |                                  |                                     |
|----------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 胃がんリスク検診 | 血液検査<br>(施設検診のみ)                 | 40、45、50、55、<br>60、65、70歳           |
| 胃がん      | バリウム検査                           | 40歳以上75歳未満<br>(集団検診)<br>40歳以上(施設検診) |
|          | 内視鏡<br>(施設検診のみ)                  | 50歳以上偶数歳                            |
| 大腸がん     | 便潜血反応検査                          | 40歳以上                               |
| 肺がん      | 胸部X線撮影                           | 40歳以上                               |
| 乳がん      | マンモグラフィー<br>のみか視触診併用<br>マンモグラフィー | 40歳以上の偶数歳と<br>41歳の女性                |
| 子宮がん     | けいぶ<br>頸部                        | 20歳以上の偶数歳と<br>21歳の女性                |
|          | けいぶ<br>頸部および体部<br>(施設検診のみ)       | 20歳以上の偶数歳の<br>女性                    |

広告

ESCORT エスコート  
高齢者住替え相談センター

エスコートが老人ホーム・  
介護施設選びを無料でお手伝いします

#### 健康相談

生活習慣病予防や改善、禁煙、栄養などについて保健師、管理栄養士と相談できます。

### 教室・指導

問 健康づくり課 健康づくり担当

#### 各種健康教室

健康づくりに関する講座を開催しています。

#### 訪問指導

生活習慣病予防や健康づくりのため、保健師・管理栄養士が訪問を必要とする人に保健指導を行います。

### 高齢者の予防接種

【ページID】16084 問 健康づくり課 健康づくり担当

さむかわ健康だよりをご覧ください。

#### 高齢者インフルエンザ予防接種

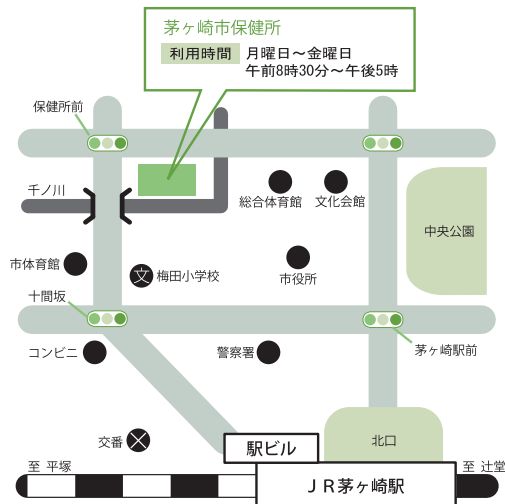
#### 高齢者肺炎球菌予防接種

### 茅ヶ崎市保健所

MAP①C-5

問 保健予防課 ☎(85)1171 FAX(82)0501

精神保健相談、エイズ相談・検査等を行なっています。



携帯はこちら

● 湘南オフィス 平塚市平塚1-22-25 YGビル3F  
● 藤沢オフィス 藤沢市藤沢484-1 藤沢アンバービル4F  
<https://escort-ygo.com/>



身元保証人、家の売却、引越しも

0120-957-239 完全予約制  
【受付時間】 8:30~17:30(365日)

# 高齢者の医療と福祉

## 介護保険サービス

【ページID】5411 問 高齢介護課 介護保険担当

加入者 40歳以上の人

利用者

- 65歳以上であって要介護認定を受けている人
- 40歳以上であって老化が原因とされる病気(特定疾病)で介護が必要と認められ、要介護認定を受けている人

内容

- 在宅サービス 居宅介護支援、訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具購入費の保険分支給、住宅改修費の保険分支給など
- 施設サービス 特別養護老人ホーム、老人保健施設など
- 地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護など

手続き 高齢介護課の窓口で要介護認定の申請をしてください。

持ち物 介護保険被保険者証、健康保険被保険者証

## 認知症初期集中支援事業

【ページID】2283 問 高齢介護課 介護保険担当 町地域包括支援センター ☎(72)1294

専門スタッフが訪問等を実施し、認知症の症状に応じた助言等を行い、医療や介護サービスの利用にいたるまで支援します。

対象 認知症が疑われる人、認知症の人で治療を中断している人、継続的に適切な医療や介護サービスを受けていない人、認知症の行動・心理症状が顕著で対応に苦慮している人など



## 在宅介護等相談

問 地域包括支援センター(町役場内) ☎(72)1294・FAX(72)5552

高齢者等の在宅介護や介護予防などに関する相談、介護予防プランの作成を行います。

### ダブルケア(介護と育児)の相談

自分の親等の介護と妊娠・出産・育児を同時に担うダブルケアの相談も応じます。必要に応じて担当へつなげます。

### 在宅ケア相談

在宅医療や介護に関する相談を受け付けています。

相談時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日・年末年始を除く)

問い合わせ 茅ヶ崎市役所高齢福祉課 ☎(38)3319

## 介護に関する教室の実施

【ページID】1101 問 高齢介護課 介護保険担当

### 介護教室

家族の介護をしている方等が介護の知識や技術を習得するための教室を実施しています。参加者の募集は広報さむかわで行います。



### 介護予防教室

介護予防を目的とした、体や頭の体操、お口のケアや低栄養改善講座、レクリエーションなどを行う教室を実施しています。参加者の募集は広報さむかわで行います。

## 認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク

【ページID】2276 問 高齢介護課 高齢福祉担当

認知症等で行方不明になる可能性のある人を早期発見するためのネットワークへ登録します。費用は無料です。

## 高齢者福祉サービス

【ページID】969 問 高齢介護課 高齢福祉担当

ひとり暮らしの高齢者(65歳以上の人)やその家族に各種福祉サービスを提供しています。

### 給食サービス

食事の支度が困難なひとり暮らしや高齢者世帯の人に月～金曜日(祝日を除く)の週4回を限度に昼食を提供します。

費用 1食500円

### ごみの訪問収集

寝たきり高齢者のいる世帯、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯、重度の障がいのある人のいる世帯で、指定収集場所へのごみ出しが常時困難な世帯を戸別に訪問して町指定収集日にごみ等を収集します。

収集回数

- 可燃ごみ 週2回以内
- 可燃粗大・不燃・資源物・紙ボロ類 月1回
- プラスチック製容器包装 月2回以内

### 紙おむつ代の助成

在宅で寝たきりまたは認知症のため、常時紙おむつが必要な高齢者の紙おむつ代を、介護している家族に助成します。

助成額 高齢者を介護していて生計中心者の町民税額が50,000円以下の世帯 購入費用の2分の1(月額1人5,000円を限度)

### 緊急通報システム

ひとり暮らしで、慢性疾患等がある人に迅速な救援を求められる緊急通報システムを貸与します。

費用 設置費5,000円(税抜)、通報したときの通話料金



## (公社)寒川町シルバー人材センター

MAP④D-1

小動982-2 問 ☎(74)7622

健康で働く意欲のある60歳以上の方が、働くことを通じて生きがいを見だし、経験と知識を活かして社会に貢献することを目的とした公益社団法人です。

仕事に応じて配分金(報酬)が支給されます。入会方法等はシルバー人材センターへお問い合わせください。

仕事内容 植木の手入れ、ふすま・障子の張り替え、ポスティング、草取り、清掃等



## ゆめクラブ寒川(町シニアクラブ連合会)

MAP④D-1

小動982-2(ふれあいセンター内) 問 ☎(74)7715

おおむね60歳以上の方が対象です。毎日を健康で心豊かに暮らすため、旅行、趣味、レクリエーション、奉仕活動などを行っているクラブの連合会です。町内に15クラブありますので、クラブのことや入会方法等はお問い合わせください。



シニア健康体操教室

広告

デイサービス MAP2図 B-4

### あいしまキャロット

「きめ細やかな声かけ」を基本に自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活のお世話および機能訓練、レクリエーション等の援助を行います。

■寒川町岡田1-10-2  
 ■TEL:0467-72-5515  
 ■FAX:0467-72-5516  
 ■URL: <http://www.aishima.co.jp/shisetsu/daysservice/carrot.html>

# 障がいのある人と家族の皆さんへ

## 障害者手帳

【ページID】2556 問 福祉課 障がい福祉担当

制度上の支援を受けたり、各種制度を利用したりするには障害者手帳が必要です。

| 手帳名         | 対象                    |
|-------------|-----------------------|
| 身体障害者手帳     | 身体に障がいのある人            |
| 療育手帳        | 知的障がいのある人             |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 一定の精神障がいの状態にあると認定された人 |



## 重度障害者等医療費の助成

【ページID】13428 問 福祉課 障がい福祉担当

次のいずれかに該当する人に、医療機関などで受診したときの保険適用分の自己負担の一部を助成します。65歳以上で重度障害者等となった場合、所得が基準を超える場合は対象外です。

- 1級または2級の身体障害者手帳を交付されている人
- 3級の内部障害の身体障害者手帳を交付されている人
- A1、A2またはB1の療育手帳を交付されている人
- 知的障害と認定された人のうち知能指数が50以下の人
- 1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている人

## 自立支援医療

問 (更生医療・精神通院医療・育成医療) 福祉課 障がい福祉担当

更生医療、精神通院医療、育成医療の医療費の一部を公費で負担します。

**対象** 次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳を交付されている人
- 身体に障がいのある18歳未満の児童
- 精神疾患による継続的な通院治療が必要な人

## 障害福祉サービス等

【ページID】15387 問 福祉課 障がい福祉担当

障がい、難病等により介護や訓練を必要とする場合に次の障害福祉サービス等を提供(介護保険対象者は介護保険によるサービスが優先)します。このサービス等を利用するには事前に相談や調査等の手続きが必要です。

**利用者負担額** 原則、各サービス費用の1割

### ■ 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で食事、入浴、排泄の介護などを行う

### ■ 同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な人を対象に、外出時における移動に必要な情報提供や支援などを行う

### ■ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設で食事、入浴、排泄の介護などを行う

### ■ 生活介護

昼間、常に介護が必要な人を対象に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、食事、入浴、排泄の介護を行う

### ■ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を行う

### ■ 就労継続支援

一般企業への就労が困難な人を対象に、働く場を提供し、知識や能力を向上させるための訓練を行う

### ■ 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う

### ■ 施設入所支援

夜間や休日、施設に入所している人に食事、入浴、排泄の介護などを行う

### ■ 計画相談支援

生活する上で、障害福祉サービスをどう利用していくのかを相談・計画作成していく

### ■ 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、外出や社会参加をするための外出時に移動を支援する

### ■ 日中一時支援

介護者が私的理由により介護を行えないときなど、一時的に施設等で見守りを行ったり、施設で預かったりする

### ■ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等において、自立の促進や居場所づくりを支援する

### ■ 補装具費支給

身体障害者手帳を交付されている人が身体上の失われた部位・機能を補うために必要な車いす等の装具を購入・修理・貸与するための費用を一部助成する

※難病の人も症状に応じて対象となる場合があります。

### ■ 日常生活用具費の給付

日常生活の便宜を図るための日常生活用具を購入する費用を一部助成する

※障害福祉サービス等の詳細については、福祉課へお問い合わせください。

## 児童発達支援事業

MAP②B-2

【ページID】5630 問 町立ひまわり教室 ☎(75)6820

言葉や発達の遅れが心配な子どもに生活訓練等を行っています。専門職による「ことばの相談・からだの相談」等も実施しています。

## 神奈川県在宅重度障害者等手当

【ページID】2563 問 福祉課 障がい福祉担当

8月1日現在において、県内に引き続き6カ月以上住んでいて、所得が一定基準以下である在宅重度障害者に対し、1月に手当を支給します。支給年度の前年度の8月1日から支給年度の7月31日までの間において、病院や施設等に3カ月以上入院または入所した人、65歳に達した日以降に新たに障害者手帳の交付を受けた人は対象外です。※現況届は一度認定された人でも毎年の提出が義務づけられています。

| 障害の程度  | 手当額(年額) |
|--|---------|
| いずれかに該当する人<br>●身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2(知能指数35以下)、精神障害者保健福祉手帳1級のうち複数交付されている人<br>●特別児童扶養手当の支給に関する法律に規定する障害児福祉手当または特別障害者手当の支給を受けている人 | 60,000円 |

## 特別障害者手当・障害児福祉手当

【ページID】2563 問 福祉課 障がい福祉担当

常時特別な介護を必要とする状態の人に支給します。本人または配偶者と扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は支給停止となります。

| 手当名     | 対象                       | 手当額(月額) |
|---------|--------------------------|---------|
| 特別障害者手当 | 常時特別な介護を必要とする20歳以上の重度障害者 | 27,300円 |
| 障害児福祉手当 | 常時特別な介護を必要とする20歳未満の重度障害者 | 14,850円 |

※2022年度の金額です

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当

【ページID】2381 問 子育て支援課 子ども家庭担当

P29をご覧ください。

## 各種助成

問 福祉課 障がい福祉担当

### ▶ 住宅設備改善費の助成

障がいのある人が住みやすいように既存住宅の浴室、便所、玄関等を改造する場合、経費の一部助成をします。改修工事前にご相談ください。

**対象** 次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳1級または2級を交付されている人
- 知能指数35以下の人
- 身体障害者手帳3級を交付されている人であって知能指数50以下の人

**助成額** 助成限度額は400,000円です。助成額は世帯収入額により異なります。

## ▶福祉タクシー制度

在宅の重度障害者がタクシーを利用した場合に500円を助成するタクシー券を交付します。助成金額は1回の乗車につき500円です。

**対象** 次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳下肢障害1級または2級の人
- 身体障害者手帳上肢障害1級の人
- 身体障害者手帳内部機能障害1級の人
- 身体障害者手帳を交付されている人で人工透析治療のため医療機関に通院している人
- 身体障害者手帳体幹障害1級または2級の人
- 身体障害者手帳視覚障害1級または2級の人
- 療育手帳A1またはA2を交付されている人
- 知能指数が35以下の人
- 特定疾患医療受給者証を交付されている人

※住民税の課税世帯は利用できません。

※普通自動車税、軽自動車税の減免を受けている人は利用できません。

※生活保護を受けている人は利用できません。

**交付枚数** 1月あたり4枚です。申請時に一括で交付します。

## ▶施設通所交通費の助成

福祉施設に通所している人に対し、公共の交通機関・自転車を利用した際の交通費の一部を助成します。

**助成額** 施設通所に要した交通費実費と定期運賃を比較し、どちらか低い方の3分の2に相当する額を支給します。

## ▶運賃などの割引

### ■有料道路通行料金の割引

障がいのある人が日常使用する自動車で日本道路公団等の有料道路を利用する場合、通行料金が割引かれます。この制度を利用するには申請が必要です。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

### ■バス運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳を交付されている人はバス運賃が割引かれます。

この制度を利用するには運賃割引証が必要です。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

### ■タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人はタクシー運賃が1割引になります。乗車の際に各手帳をご提示ください。

## 町内の障害サービス事業所

問 福祉課 障がい福祉担当

就労に必要な知識や技術を身につけるための作業、日中活動の場の提供、障がいのある人の社会参加等の支援、子どもの発達障害や療育についての相談を次のサービス事業所で行なっています。

町内のサービス事業所への通所を希望する場合は福祉課へお問い合わせください。

| 名称・電話                      | 住所                   | 地図   |
|----------------------------|----------------------|------|
| 友達第2作業場<br>☎(75)0667       | 宮山10-1               | ②B-3 |
| 地域活動センターF(エフ)<br>☎(84)9532 | 岡田2-10-30            | ②C-3 |
| さむかわタンブー<br>☎(75)3004      | 岡田610(福祉活動センター内)     | ②D-4 |
| つくしの家・つくしんぼ<br>☎(75)3004   | 岡田610(福祉活動センター内)     | ②D-4 |
| スタジオ トネリコ<br>☎(75)0033     | 岡田3-18-5             | ②D-4 |
| 町立ひまわり教室<br>☎(75)6820      | 宮山934-1              | ②B-2 |
| どんぐり発達支援寒川<br>☎(95)7113    | 岡田1-2-8ウスイグリーンビル402号 | ②B-4 |
| 友達第1作業場<br>☎(75)0667       | 宮山7-1                | ②B-3 |
| かっぱどっくり<br>☎(72)5401       | 大曲3-10-17            | ⑤D-3 |
| わたぼうし<br>☎(67)0265         | 宮山3002-7             | ③C-5 |
| 寒川まち食堂<br>☎(38)7220        | 岡田1-9-1<br>司ビル1F     | ②C-4 |
| KAEDE<br>☎(39)5501         | 岡田4-17-26            | ②E-3 |
| しゃもじくんとおたまちゃん<br>☎(74)8007 | 一之宮9-17-21           | ⑤C-2 |
| ぼっけ<br>☎(84)7194           | 一之宮4-3-16            | ④B-4 |
| わたぼうし奏<br>☎(67)0265        | 倉見1682-3             | ③C-5 |

## ほっとすぺーす

【ページID】2566

問 福祉課 障がい福祉担当

ほっとすぺーすは、障がいのある人が、外出先で困ったときに安心して立ち寄れる場所として、次の障害者支援施設等に開設したものです。

### ▶町内のほっとすぺーす(2022年4月1日現在)

| 名称                  | 住所               | 地図   | 電話        | FAX      | サービス   |
|---------------------|------------------|------|-----------|----------|--------|
| 町社会福祉協議会            | 宮山401            | ②B-1 | ☎(74)7621 | (74)5716 | ①②③⑤   |
| 福祉活動センター            | 岡田610            | ②D-4 | ☎(75)3109 | (75)3197 | ①②③④   |
| 生活相談室すまいる           | 岡田1-9-1司ビル107    | ②C-4 | ☎(72)0175 | (74)2347 | ①②③④⑤  |
| 寒川町障がい者相談支援事務所 ゆいっと | 倉見623-2          | ③B-5 | ☎(39)5537 | (39)5475 | ①②③④⑤  |
| スタジオ トネリコ           | 岡田3-18-5         | ②D-4 | ☎(75)0033 | (75)0037 | ①②③    |
| つくしの家               | 岡田610(福祉活動センター内) | ②D-4 | ☎(75)3004 | (75)3197 | ①②③    |
| 友達                  | 宮山10-1           | ②B-3 | ☎(75)0667 | (75)0667 | ①②③④⑤  |
| 地域活動支援センターF(エフ)     | 岡田2-10-30        | ②C-3 | ☎(84)9532 | (84)9532 | ①②③④⑤⑥ |
| かっぱどっくり             | 大曲3-10-17        | ⑤D-3 | ☎(72)5401 | (72)5402 | ①②③④⑤⑥ |
| 寒川まち食堂              | 岡田1-9-1司ビル1F     | ②C-4 | ☎(38)7220 | (38)7221 | ①②③④⑤⑥ |
| しゃもじくんとおたまちゃん       | 一之宮9-17-21       | ⑤C-2 | ☎(74)8007 | (74)8008 | ①②③④⑤  |

### ■提供するサービス

- ①15分程度の休憩
  - ②トイレの提供
  - ③近隣・相談場所の案内
  - ④30分程度の休憩・食事場所の提供
  - ⑤相談・傾聴
  - ⑥臨時の事業所利用
- ※事業所ごとに異なりますのでご注意ください。

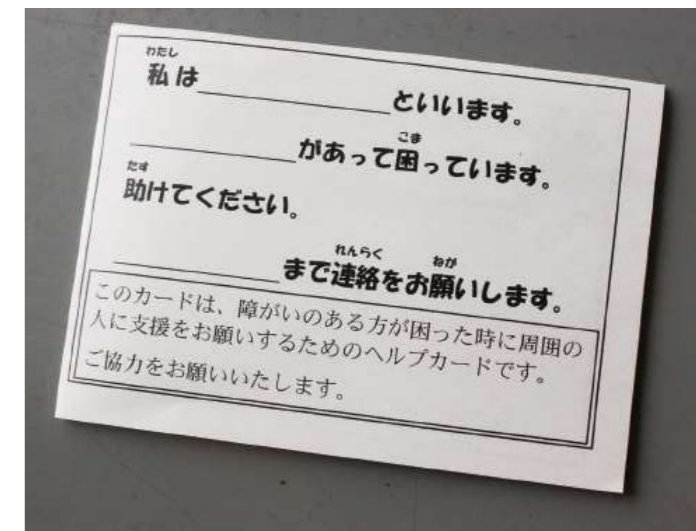
## ヘルプカード

【ページID】2565

問 福祉課 障がい福祉担当

障がいのある人の中には、手助けが必要でも、困っていることをうまく伝えられない人がいます。ヘルプカードは、障がいのある人が、外出先などで困ったときに手助けを頼みやすくするためのものです。障がいのある人からヘルプカードを提示されたときは、ご協力をお願いします。

**配布場所** 福祉課窓口、町ホームページ、各ほっとすぺーす  
**使用方法** ヘルプカードに必要な支援内容や状況を記入し、困ったときや支援が必要なときに、近くにいる人に提示してください。



## 相談支援

【ページID】2558、12545 問 福祉課 障がい福祉担当

### ▶相談支援事業者

日常生活に関することや障害福祉サービスの利用について、障がいのある人やその保護者からの相談に応じます。

| 名称                       | 住所                | 電話        | 地図   |
|--------------------------|-------------------|-----------|------|
| 生活相談室<br>すまいる            | 岡田1-9-1<br>司ビル107 | ☎(72)0175 | ②C-4 |
| 町障がい者<br>相談支援事業所<br>ゆいっと | 倉見623-2           | ☎(39)5537 | ③B-5 |
| 町障がい者<br>基幹相談支援<br>センター  | 倉見623-2           | ☎(39)5591 | ③B-5 |

## 緊急通報システム

問 福祉課 障がい福祉担当

病気になったとき、災害が発生したときなどに迅速な救援を求められる緊急通報システムを貸与します。

**対象** 在宅・ひとり暮らしの重度障害者であって日常生活において注意を要する状態の人

**費用** 設置費5,000円(税抜)、通報するための通話料金

## SOSネットワーク

【ページID】2560 問 福祉課 障がい福祉担当

行方不明時に検索するためのネットワークです。

**対象** 65歳未満の障がいのある人であって行方不明になる可能性のある人

## 生活支援・地域福祉の推進

### 生活保護

【ページID】1898 問 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所  
☎(85)1173 福祉課 総務担当

最低限度の生活とその自立を支援するため、国が生活困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度です。

### 民生委員児童委員

【ページID】4662 問 福祉課 総務担当

地域と行政のパイプ役であり、地域福祉の担い手である民生委員児童委員が相談に応じます。高齢者、障がい者、子育て中の人、生活に困窮している人などで福祉的な支援を必要とするときはご相談ください。

### 町社会福祉協議会

MAP②B-1

宮山401(健康管理センター1階) 問 ☎(74)7621 FAX(74)5716

町社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて地域福祉を推進する団体として、誰もが安心していきいきと暮らせる「思いやりのある福祉のまちづくり」を推進するために、地域の皆さんやボランティアおよび関係機関の協力を得ながら、福祉活動を展開し、各種事業を実施しています。



社会福祉協議会